

大口町選挙人名簿閲覧事務処理要綱

大口町選挙人名簿閲覧事務処理要綱（平成17年大口町選挙管理委員会告示第49号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）に定めるもののほか、大口町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）における選挙人名簿及び在外選挙人名簿の閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（閲覧申出書等の様式）

第2条 法第28条の2第1項及び法第28条の3第1項に規定する選挙人名簿の閲覧の申出をした者（以下「申出者」という。）は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める様式を委員会に提出しなければならない。

- (1) 選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするとき 様式第1
- (2) 公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のため利用するとき 様式第2
- (3) 申出者が法第28条の3第1項第1号から第3号に掲げる者であって、政治又は選挙に関する調査研究をするため利用するとき 様式第3
- (4) 申出者が政党その他の政治団体、法人又は個人であって、当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合 様式第4
- (5) 申出者が政党その他の政治団体で、当該申出者以外の法人に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合 様式第5

（閲覧の場所及び時間）

第3条 閲覧は、委員会が指定する場所において、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成11年大口町訓令第4号）第2条第2項に規定する職員の勤務時間内に行わなければならない。ただし、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項に規定する職員の休憩時間については、当該閲覧をするこ

とができない。

(閲覧の方法)

第4条 閲覧は、筆記により行うものとする。

- 2 閲覧者は、選挙人名簿の抄本を閲覧場所以外に持ち出してはならない。
- 3 閲覧者は、選挙人名簿の抄本を丁寧に扱い、破損、汚損又は加筆等をしてはならない。
- 4 委員会は、前各号の規定に違反する者に対し、その閲覧を中止させることができる。

(閲覧資料の確認)

第5条 閲覧者は、閲覧を終了したときは閲覧資料を委員会に提示し、その内容について確認を受けなければならない。

- 2 委員会は、前項の確認を求められたときは、その内容を確認し、閲覧資料の写しを作成し、当該閲覧資料の写しを保管するものとする。

(委員会に対する報告等)

第6条 申出者は、次に掲げる場合は、委員会に文書により報告しなければならない。

- (1) 選挙人名簿の抄本の記載事項に誤記、脱漏等を発見したとき。
- (2) 閲覧目的の事務事業又は調査活動が終了し、報告書等を作成したとき。
- (3) 委員会から、閲覧によって作成した資料の所持、保管状況等について照会があったとき。

(閲覧資料の返還)

第7条 委員会は、閲覧者等がこの要綱に違反した場合は、閲覧資料及び閲覧より作成された資料のすべてについて返還を求めることができる。

(在外選挙人名簿の閲覧)

第8条 法第30条の12において準用する法第28条の2から法第28条の4までに規定する在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関しては、第2条から前条までの規定を準用する。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則（平成18年選管告示第19号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

様式第 1

選挙人名簿・在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名 ⑩
住所
(電話番号)

下記のとおり、5に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿・在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の 利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏 名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の 管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、[本人][同居の者][その他]の別を記載すること。)
備 考	

備考 この様式は、法第28条の2第1項の規定（法30条の12において準用する場合も含む。）により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

様式第 2

選挙人名簿・在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名 ④
住所
(電話番号)

（申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿・在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1	活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2	閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。）
3	閲覧者の氏名及び住所	
4	閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。）
5	閲覧対象者の範囲	
6	閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。）
申出者が公職の候補者等であるとき		
7	立候補しようとする選挙の種類	（現職の場合は、その職名も併せて記載すること。）
8	候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第 28 条の 2 第 4 項の規定（法第 30 条の 1 2 において準用する場合も含む。）による申出 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき		
9	政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10	承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第 28 条の 2 第 7 項の規定（法第 30 条の 1 2 において準用する場合も含む。）による申出 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備考	（添付書類について記載すること。規則第 3 条の 2 第 2 項ただし書の規定（規則第 2 条の 2 第 1 項において準用する場合も含む。）により同項第 2 号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも 1 人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。）	

備考

- この様式は、法第 28 条の 2 第 1 項の規定（法第 30 条の 1 2 において準用する場合も含む。）により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄 8 及び 10 中の別添申出書の様式は、それぞれ「様式第 4」及び「様式第 5」の様式とする。

様式第3

選挙人名簿・在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名
住所

（電話番号）

申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本又は在外選挙人名簿を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する（統計調査、世論調査、学術研究）
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。）
3 閲覧者の氏名及び住所	（申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。）
4 閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。）
5 閲覧対象者の範囲	
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	（申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。）
7 調査研究の成果の取扱い	（公表の時期、方法等について具体的に記載すること。）
8 閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。）
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	（申出者が法人である場合に記載すること。）
10 個人閲覧事項取扱者の指定	（申出者が個人である場合に記載すること。） 別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定（法第30条の12において準用する場合も含む。）による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	（委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。）
備考	（添付書類について記載すること。）

備考

- この様式は、法第28条の3第1項の規定（法第30条の12において準用する場合も含む。）により、政治又は選挙に関する調査研究をするため選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄中10の別添申出書の様式は、「様式第4」の様式とする

様式第 4

閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名 ㊟

住所

(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第 28 条の 2 第 4 項又は法 28 条の 3 第 5 項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

様式第 5

承認法人に関する申出書

年 月 日

大口町選挙管理委員会委員長 様

申出者
 政党その他の政治団体の名称
 代表者の氏名
 主たる事務所の所在地
 (電話番号)

㊦

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第 28 条の 2 第 7 項（法第 30 条の 1 2 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人の閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(法第 28 条の 2 第 9 項（法第 30 条の 1 2 において準用する場合も含む。）において読み替えて適用される同条第 1 項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)